

II 調査の概要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び第124条に定める専修学校並びに第134条に定める各種学校である。

3 調査期日

平成23年5月1日現在

4 調査の種類、調査事項及び報告義務者

調査の種類	主 要 調 査 事 項	報告義務者
学 校 調 査	学校数、学級数、在籍者数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学校長・園長
学 校 通 信 教 育 調 査	学校数、生徒数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学 校 長
卒 業 後 の 状 況 調 査	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部） 卒業生の進学及び就職状況	同 上
不 就 学 学 齢 児 童 生 徒 調 査	就学免除者、就学猶予者及び1年以上居所不明者数、平成22年度間の死亡者数等	区 市 町 村 教 育 委 員 会
学校施設調査	私立学校及び公立専修学校及び各種学校の土地、建物の面積等	私立学校設置者 及 び 学 校 長

5 調査方法及び調査系統

- (1) 全数調査で自計調査により行った。
- (2) 学校(園)からの回答は、政府統計共同利用システムによるオンライン回答提出または、紙調査票の提出により行った。

